

忘れると損する！住宅ローン控除

税源移譲により所得税と住民税の税率が変わったため、所得税のみに適用されていた住宅ローン控除は、所得税が減ったことで控除できる金額も少なくなる場合があります。

この影響に配慮するため、所得税から控除できなかった金額（税源移譲による影響分）を翌年度の住民税の所得割から控除（住宅借入金等特別税額控除）する特例措置が設けられました。

毎年申告が必要です

◇対象
平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方

◇適用には申告が必要です
住宅ローン控除額を確認して、期限までに申告してください。この申告は毎年必要で、期限までに申告がない場合は、控除が受けられませんのでご注意ください。

平成18年分の所得税で住宅ローン控除を受けられた方（平成19年度に住民税が課税されている方）へは、12月下旬に申告書を送付しますが、申告書が送付されなかつ

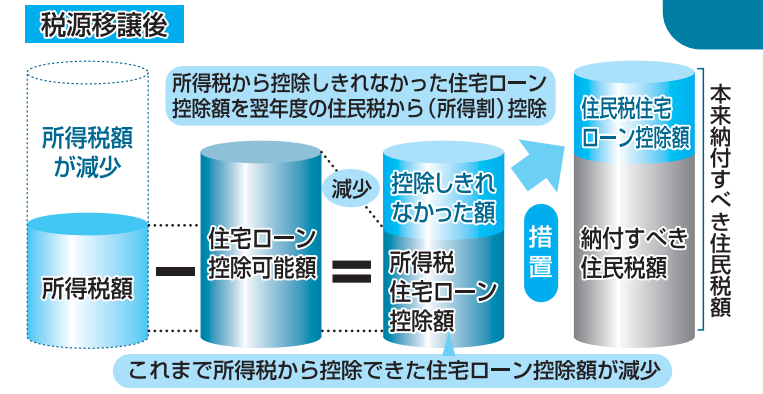
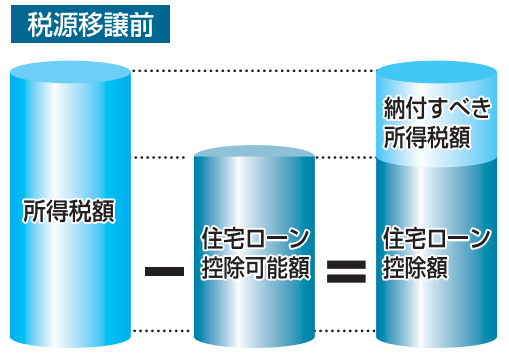


申告期限
平成20年3月17日まで

住宅ローン控除Q&A

Q「住民税の住宅ローン控除の金額はどう決まるの？」
A「住民税の住宅ローン控除額は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。」

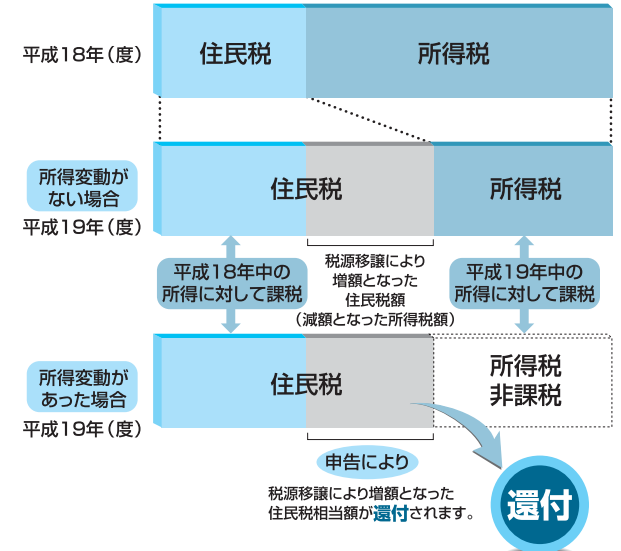
Q「平成19年以降に入居した場合はどうなるの？」
A「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、今津税務署にお問い合わせください。



所得が減って所得税が課されなくなったら申告を！

税源移譲に伴う税制改正では、住民税の増額分を、所得税で調整するように税率が定められています。しかし、平成18年に比べて、平成19年の所得が大きく減って所得税がかからなくなった場合、平成19年度の住民税で増えた分を、平成19年分の所得税で調整できなくなってしまう。

そこで、税源移譲による所得税の軽減の影響を受けず、住民税の増加の影響のみを受ける方について、既に納付済みの平成19年度の住民税額から、税源移譲で増額となった住民税相当額を還付する調整措置が設けられています。



平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ「減額申告書」を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

●申告期間
平成20年7月1日～31日

●提出方法(減額申告書)
申告期間内に、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

●申告期間中しか提出できませんのでご注意ください。
税務課(市民税担当)
☎(25)8116

※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

家屋を取り壊したら手続きを

固定資産税は、毎年1月1日時点で所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。

このため、所有している家屋を取り壊したり、売買や譲渡などをした時は、必ず手続きをしてください。12月31日までに所定の手続きを完了された場合、翌年度からはその家屋に対する固定資産税は元の所有者には課税されなくなります。

登記がされている家屋

- 【取り壊したとき】**
- 法務局で「滅失登記」の手続きをしてください。
 - 滅失登記が12月31日までに完了しない場合は、「建物滅失届」を市役所税務課または各支所住民課へ提出してください。
- 【売買、譲渡などをしたとき】**
- 法務局で「所有権移転登記」の手続きをしてください。

登記がされていない家屋

- 【取り壊したとき】**
- 「建物滅失届」を市役所税務課または各支所住民課へ提出してください。
- 【売買、譲渡などをしたとき】**
- 「未登記家屋の所有者変更届」を市役所税務課または各支所住民課へ提出してください。
- ※届出等が遅れると引き続き課税されることがありますので、お早めにご手続きをお願いします。
- ※「建物滅失届」「未登記家屋の所有者変更届」の様式は、高島市ホームページからでもダウンロードできます。

納期限の前日までに残高の確認を

口座振替納付をご利用の方は、納期限に指定口座から引落としとなっていますが、残高不足などで振替不能の場合、再振替はせず、納付書(シールハガキ)をお送りしています。

受け取られた場合は、必ず指定期日までに近隣の金融機関などで納付してください。

☎税務課 ☎(25)8116